

(別紙)

1 質問項目及び内容

県議会議員が伊賀市民の現住所を無断公開した事案について

(1) 知事は4月22日の記者会見において本件事案について「住所を公開する必要があったのかと言えば、それはなかったのではないかと思いますので、そこは率直に謝罪を、撤回謝罪をされるのが望ましい」と述べたところであるが、本件事案はどのような問題点があると認識をしているのか、具体的かつ明確な見解を伺う。

2 回答

SNS等で、他人の住所を無断で公開することは、「プライバシーの権利」の侵害につながることもあり、また、県の個人情報保護条例においても、第5条で「県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。」と規定していることから、県議会議員も含め、県民一人ひとりが、他人の個人情報の適切な取扱いに努めることが必要です。

こうしたことから、本人が公にしている個人情報であっても、その取扱いには、人権尊重の観点からの配慮が求められるため、少なくとも本人から非公開の要請を受けた時点で、慎重に対応すべきであったと認識しています。

特に、本件のようにインターネット上で一旦掲載された内容は、瞬時に世界中に拡散され、多くの場合に削除することは困難となり、深刻な人権侵害につながることもあることから、県では、「三重県人権施策基本方針(第二次改定)」の人権課題の一つである「インターネットによる人権侵害」の中で、プライバシーの保護を大きく取り上げ、情報リテラシーの普及に努めるとともに、インターネット上で他人の個人情報を無断で公開しないよう、リーフレット等も活用し具体的に教育啓発を行っており、引き続き取組を進めていきます。

1 質問項目及び内容

県議会議員が伊賀市民の現住所を無断公開した事案について

(2) 特に「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」を制定した理念とは相容れない事案であると考えるが、県の認識を伺う。

2 回答

「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」については、性の多様性の理解を広げ、性のあり方にかかわらず、すべての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の実現に寄与することを条例の目的に掲げています。

今回の事案においては、伊賀市の男性カップルの方々の住所等が公開され、結果、電話やインターネット等で嫌がらせや誹謗中傷を受けるなど、ご本人たちを傷つけ、不安にさせ、安心して暮らすことが脅かされることとなりました。

こうしたことは、条例のめざす、性的指向や性自認にかかわらず、一人ひとりが尊重され、誰もが安心して暮らすことができる社会づくりにつながるものでは決してありません。

県としましては、このような事案が再び起きることがないように、条例の基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深め、性の多様性を認め合うことが、県民の皆さん一人ひとりの共通認識となるよう、より一層、広報啓発を進めていきます。

また、人権施策のさらなる推進を図るとともに、性の多様性に係る教育、相談体制の充実や三重県パートナーシップ宣誓制度等の施策を推進し、誰もが安心して暮らすことができる環境づくりにしっかりと取り組んでいきます。

1 質問項目及び内容

県議会議員が伊賀市民の現住所を無断公開した事案について

(3) 本件事案について、県に対して寄せられた抗議等の批判的な意見の件数とおもな内容を示されたい。

2 回答

令和3年5月17日までに、63件の意見が県（三重県議会事務局を除く。）へ寄せられています。

主な意見としては、プライバシーの侵害ではないのか、アウティングではないのかといった県の見解を求めるものや、無断で個人の住所をインターネットで公開しないよう啓発を求めるもの、議員の謝罪等を求めるものがあります。